



平成26年5月30日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社  
代表者名 取締役社長 海輪 誠  
(コード番号 9506 東証第一部)  
問合せ先 原子力部原子力技術課長 阿部 正信  
(TEL. 022-225-2111)

### 当社東通原子力発電所1号機における新規制基準への 適合性審査申請に係る増設等計画書の提出について

当社は、本日、東通原子力発電所1号機の新規制基準への適合性審査申請を行うにあたり、青森県ならびに東通村に対し、「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）第3条<sup>\*</sup>」に基づき、事前了解を得るための増設等計画書を提出いたしました。

当社といたしましては、東通原子力発電所のより確実な安全確保を図るためには、新規制基準への適合性について、できるだけ早期に原子力規制委員会から総合的な評価を受けることは重要と考えております。このため、青森県ならびに東通村からの事前了解を受領後、速やかに原子力規制委員会に対する適合性審査申請を行う予定としております。

なお、東通原子力発電所における新規制基準を踏まえた安全対策工事工程について、これまで平成27年7月の工事完了および再稼働を目指し取り組んでまいりましたが、工程を見直し、平成28年3月の工事完了および再稼働を目指し取り組んでいくこととしております。

当社は、今後とも、東通原子力発電所の更なる安全レベルの向上に向け、ハード・ソフトの両面からの取り組みを継続的に進めてまいります。

以上

#### ※安全協定第3条

丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

(甲：青森県、乙：東通村、丙：東北電力株式会社)